

第23回軽米町農業委員会総会議事録

1. 招集月日 令和2年12月22日（火）
2. 招集日時 午後1時30分
3. 招集場所 軽米町農村環境改善センター1階大会議室
4. 出席委員 農業委員：
会長（10番） 山田 一夫
会長職務代理者（9番） 笹山結実男
1番 安田正一郎、 2番 畑林 悦男、 3番 細谷地 司、
4番 内澤 初蔵、 5番 下谷地敦雄、 6番 福田 光雄、
7番 苅谷 雅行、 8番 西舘 徳松

農地利用最適化推進委員：
1番 坂本 武道、 2番 木村 正司、 3番 大久保 広、
4番 太田 正、 5番 寺澤 正幸、 6番 古里 典子、
7番 工藤 郁子、 8番 増尾 勝男、 9番 本田 健耕、
10番 間賀 敬一
5. 欠席委員 なし
6. 事務局職員 事務局長 小林 浩、 局長補佐 長瀬 設男
主任主査 鶴飼 義信、 主事 玉舘 透、 主事 小林 誠、
会計年度任用職員 新井田 舞

議 長（山田会長）

ただいまより、第23回軽米町農業委員会総会を開会いたします。
（ 午後1時30分 開会 ）

議 長 本日の出席農業委員は、8名で、在任委員の過半数に達しておりますので会議は成立いたしました。

なお、苅谷委員、西舘委員より遅れるとの連絡がありました。

また、農地利用最適化推進委員は、10名の出席となっております。

議 長 それでは日程に入ります。

日程第1、議事録署名委員についてお諮りいたします。常例により当席より指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 ご異議がないので、9番 笹山結実男委員、1番 安田正一郎委員のお二方
にお願いいたします。

議 長 日程第2、会期についてお諮りいたします。本日一日といたしたいと思いま
すが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 ご異議がないので、本日一日と決定いたします。

議 長 それでは議事に入ります。日程第3、議案第1号、農地法第3条の規定によ
る許可申請について上程いたします。朗読を兼ね説明をさせます。

事務局 議案書の1ページから3ページになります。1ページから順に読み上げさせ
ていただきます。農地法第3条の規定による許可申請について番号1、農地の
所在は、大字〇〇第〇地割内の田んぼ2筆になります。面積が合計で、4, 2
4 6 m²。こちらは、売買による所有権の移転となります。譲渡人は、〇〇〇〇。
〇〇のお住まいになります。譲受人は、〇〇〇〇。こちらの売買による対価金
は、合計で60万円となっております。現地確認につきましては、古里委員、
苅谷委員にお願いしてございます。

続きまして番号2、大字〇〇第〇地割内の農地5筆、第10地割の畑の1筆、
贈与での所有権移転となります。面積の合計になります。田んぼが2筆で4,
3 9 2 m²。畑が4筆で3, 3 9 8 m²。合計で7, 7 9 0 m²となります。こちら
の譲渡人は、〇〇〇〇。譲受人は、〇〇〇〇。親子間の所有権の移転となりま
す。現地確認は、古里委員と苅谷委員にお願いしてございます。

続きまして2ページをお開き頂きたいと思えます。番号3、場所は大字〇〇
第〇地割、田んぼが2筆となります。合計で3, 7 1 9 m²。こちらは、売買に
よる所有権の移転となります。譲渡人が〇〇〇〇。譲受人が〇〇〇〇。こちら
の金額は、2筆合計で30万円となっております。こちらは、現地確認を坂
本委員と西舘委員にお願いしてございます。

続いて番号4、大字〇〇の畑3筆になります。合計で1 3, 0 7 9 m²。こち
らは、使用貸借の設定となります。親子間の経営移譲の為の使用貸借の継続、
更新という事での再設定ということになります。期間は、10年間となってい
ます。現地確認は、寺澤委員と内澤委員にお願いしてございます。

続いて3ページから4ページにかけてとなります。番号5、大字〇〇第〇地
割と第〇地割の田んぼと畑となります。合計面積で申し上げますと4ページに
なりますが、田んぼが9筆、1 2, 9 8 0 m²。畑が10筆、1 6, 4 9 1 m²。
合計で、2 9, 4 7 1 m²となります。こちらは、親子間による所有権の移転、

贈与となります。譲渡人が〇〇〇〇。譲受人が〇〇〇〇。現地確認は、増尾委員、細谷地委員にお願いしてございます。以上、5件の申請が出されております。ご審議をよろしくお願いいたします。

議長 ただいま、説明申し上げたとおりです。現地調査についてですが、番号1と2については、古里委員と苅谷委員に、番号3については、坂本委員と西舘委員に、番号4については、寺澤委員と内澤委員に、番号5については、増尾委員と細谷地委員に、依頼しておりますので、それぞれ報告をお願いいたします。

古里委員 番号1について説明いたします。12月12日、苅谷委員と私と2人で現地確認を行いました。場所は、〇〇第〇地割にございまして、田んぼの用水路を挟んだところの高台にあります。今までも譲受人が耕作しておりましたけれども、譲渡人は〇〇〇〇の長女で、〇〇さんが亡くなった後いろいろ面倒を見てきたんですけれども母親も一人暮らしで高齢になり今後のことをいろいろ考え譲ることにしたとの事です。

譲受人は、部落の中心経営体となっており、農地の全てを効率的に利用できると思います。周辺の農地は、譲受人の田んぼがあり、周辺は全て農地となっています。確認の結果、許可相当であると見てまいりました。よろしく申し上げます。

番号2について説明いたします。〇〇第〇地割〇番は、〇〇集落にあり周りは田んぼであります。畑の一部に、農作業小屋が建っております。第〇地割〇番〇は、自宅の近くにあり周りは全て田んぼであります。第〇地割〇番〇は、自宅近くにありソバ、ブルーベリーを栽培しております。第〇地割〇番〇は、国道の側にありソバを栽培しています。第〇地割〇番〇は、国道の〇〇の近くで周りは田んぼであります。第〇地割〇番〇は〇〇地区の国道の側にあります。一部に農業用物置が置かれておりましたけれども畑になっています。

譲受人は、部落の中心経営体で雑穀、米作を大規模に行っており、すべてを効率的に利用できると思えます。周辺は、草刈り等もすべて効率的に行われているので、支障はないものと思われます。確認の結果、許可相当であると思えますのでよろしくお願いいたします。

坂本委員 番号3番について報告いたします。昨日ですけれども、西舘委員と私と2人で現地確認をしてまいりました。〇〇地区内にあり、〇〇センターより主要地方道を〇〇方面へ約500m地点、主要道と〇〇川とのほぼ中間に位置し、東西南北がすべて水田となっています。

譲受人の現在の耕作面積は75アールとなっており、必要な農機具を一式所有し、従事者は、本人と息子さんとなっています。繁忙期には、手伝いもあり、農地を有効かつ効率的に利用できると思われます。

四方を水田に囲まれていることから、周囲に及ぼす影響はなく、効率的、総

合的な利用、地域への調和にも支障はない。よって、この申請は許可相当であると考えます。よろしく申し上げます。

寺澤委員 報告します。〇〇第〇地割〇番〇ですが、〇〇地区になりますが〇〇センターから北の方向に300m行ったところにあります。申請者自宅の北側に位置し、南側は農道で、西側北側東側は山林原野となっております。

〇〇第〇地割〇番〇ですが、申請者宅に隣接し、一部にビニールハウスが4棟ほど建っており、他は樹園地となっております。南側は農道、西側は樹園地、北側は畑、東側は申請者の宅地となっております。

〇〇第〇地割〇番は、〇〇地区にあり、基盤整備された畑地帯にあります。周囲は、すべて畑となっております。譲受人は経営移譲を受けてから既に中心となり農業経営を行っており、農地の全てを効率的に利用できると思われます。周辺農地への支障はなく相当であると思われます。

増尾委員 報告します。12月17日に細谷地委員と私と事務局と3人で現地確認を行っております。位置周囲の状況ですけれども、〇〇地区にございまして東西を山で囲まれ、国道が南北に走っております。〇〇バス停を中心として国道を境に東側には畑と田んぼ、西側は水田地帯となっている。農地は、〇〇地区に点在しており、畑10筆、田んぼ9筆となっております。

確認者の意見ですが、親子間の贈与で、渡人である父は77歳となり、受人である息子は53歳でございます。受人は町内の会社に通勤しながら酪農を行っている。労働力は、受人をはじめ妻、両親の4人が中心で、忙しいときは雇用も入れています。畑は、従前どおり飼料作物と採草地として利用し、田は、主食用米と飼料用米を栽培しています。農業機械は、トラクターをはじめ酪農経営に係る農業機械を一式所有しています。経営者の若返りで更なる農地の効率的利用が見込まれ、また従前どおりの営農計画ということから周囲への支障等も無いと思われます。以上のことから、本件は許可相当であると考えます。よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、報告申し上げたとおりです。ご意見を伺います。
番号1について。ご意見ございますか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 番号2について。ご意見ございますか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 番号3について。ご意見ございますか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 番号4について。ご意見ございますか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 番号5について。ご意見ございますか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 ご異議がないので、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決定することにいたします。

[荻谷委員・西舘委員 出席]

議 長 日程第4、議案第2号、適用外証明交付申請の承認について、上程いたします。朗読を兼ね説明させます。

事務局 議案書は5ページと6ページになります。番号1になります。農地の所在は大字〇〇第〇地割の登記簿が畑になります。面積は1,808㎡。所有者は〇〇〇〇。非農地の事由ですが、平成7年に息子さんに経営移譲したということになりますが、それ以前から高齢による労働力不足と耕作には不向きな立地条件であることなどから管理が出来なくなった。経営移譲した後も息子さんの兼業の建築業が忙しく、そのまま山林化してしまっているという状況になります。位置図のほうは下のほうに付けてございます。〇〇センターから入ったところになります。現地確認は、寺澤委員と内澤委員にお願いしてございます。

続きまして6ページをご覧くださいと思います。番号2、農地の所在は大字〇〇第〇地割、登記簿は畑になります。面積が279㎡。所有者は〇〇〇〇。こちらの非農地の事由は、昭和57年に旧小学校の教員用住宅として貸し出した。その後学校の統廃合によって平成21年に土地の返却を受け、建物の譲渡しを受けた。その後、地目変更手続きが必要であるとの認識がなく現在に至ってしまったという状況になります。申請地の場所につきましては、下の地図をご覧くださいと思います。右側の公図の写しのほうの場所が見にくいですが、真ん中の部分の斜線をいれたところになります。地番で〇番〇の一部になりますが、今回この該当部分を分筆され、その部分を宅地としての適用外証明願の提出となったところでございます。現地確認は、増尾委員と細谷地委員にお願いしてございます。以上2件となります。よろしくお願いたします。

議 長 ただいま、説明申し上げたとおりです。現地調査については、番号1については、寺澤委員と内澤委員に、番号2については、増尾委員と細谷地委員に依頼しておりますので、それぞれ報告をお願いいたします。

寺澤委員 先程の〇〇第〇地割〇番〇の〇〇さん宅に隣接した場所となっています。当該農地は、傾斜もあり耕作条件も大変悪く、耕作には適さないことからそのまま管理が行き届かなくなった。その間、自然に雑木等が生い茂るなど、現在は山林原野の状態になっています。確認者の意見ですが、農地以外になってから長年経過した土地で、農地又は採草放牧地として復旧することが著しく困難であると認められます。又、周囲農地への影響は無く許可相当であると考えます。よろしく申し上げます。

増尾委員 番号2について報告します。先程、事務局のほうから説明がありましたが、いずれ長年にわたって教員住宅ということで農地として利用されておらなかったということで、今後も農地にすることはないということで、本人はこのまま住宅として使っていくという意思がございます。農地以外になってから長い年月を経過した土地で、農地又は採草放牧地として復旧することが著しく困難であると認められます。又、周囲農地への影響は無く許可相当であると考えます。確認については、12月17日、細谷地委員と私と事務局の3名で行っております。よろしく申し上げます。

議 長 ただいま、報告申し上げたとおりです。ご意見を伺います。番号1について。ご意見ございますか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 番号2について。ご意見ございますか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 ご異議がないので、議案第2号、適用外証明交付申請の承認については、原案のとおり決定することにいたします。

議 長 以上をもちまして、本日の議事はすべて終了いたしました。

(午後2時01分 閉会)